

一般社団法人 東洋音楽学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東洋音楽学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区におく。

2 この法人は、理事会の議決を経て従たる事務所を必要な地におくことができる。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、東洋音楽に関する研究発表、および連絡、知識の交換、情報の提供等を行なう場となることにより、東洋音楽に関する研究の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 研究発表会および学術講演会等の開催
 - (2) 学会誌および学術図書の刊行
 - (3) 関連学協会との連絡および協力
 - (4) 研究の奨励および研究業績の表彰
 - (5) 研究および調査
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うとともに海外との学術交流を通じて行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した者
 - (2) 学生会員 大学(大学院を除く)、短期大学、またはそれに準ずる学校等に在籍する学生で、この法人の目的に賛同し、入会した者
 - (3) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、入会した者
 - (4) 特別会員 この法人の事業を後援し、入会した者
 - (5) 名誉会員 この法人に対し特に功労あった者のうちから、社員総会の議決をもって推薦する者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ会費を支払うことを要しない。

(会員の義務)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(会員の権利)

第9条 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。

(退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) この法人の会員としての義務に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき

2 この場合、社員総会で議決する一週間前までにその会員に通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき

(2) 死亡、失踪宣告または団体である会員の団体の解散

(3) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(会費の返還)

第13条 既納会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準ならびに入会金および会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事および監事の選任または解任

(4) 各事業年度の事業報告および収支決算の承認

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書ならびにこれらの付屬明細書の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散および残余財産の処分

(8) 基本財産の処分

(9) この定款の施行に必要な、細則類の制定ならびに変更または廃止

(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 16 条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。

第 17 条 会長は、総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会議に付議すべき事項を示して社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

第 18 条 社員総会の招集は、少なくとも 2 週間以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 19 条 定時社員総会の議長は会長とし、臨時社員総会の議長は会議のつど会員の互選で定める。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 社員総会は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面もしくは電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(代理)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

第 23 条 社員総会の議事は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決する。

(議決の通知)

第 24 条 社員総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および社員総会出席者代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 5 章 役員および職員

(役員の設置)

第 26 条 この法人には次の役員をおく。

理事 10 名以上 15 名以内

監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち 1 名を副会長とし、5 名以内を常務理事とする。

5 副会長及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 27 条 理事および監事は、社員総会でこれを選任し、会長、副会長、常務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(会長、副会長の職務および権限)

第 28 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その業務に関わる職務を代行する。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行なう。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、理事会もしくは社員総会に報告すること

(4) 前号の報告をなすための必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

第 31 条 この法人の役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任またはその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう権利義務を有する。

(役員の解任)

第 32 条 役員は、その任期中であっても総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第 33 条 役員は有給とすることができる。その場合、報酬等は社員総会の決議によって定める。

(事務職員)

第 34 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が任免する。

3 職員は有給とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所、ならびに目的である事項の決定
- (2) この定款の施行、またはこの法人の運営に関する規程類の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長、常務理事の選定および解職
- (6) その他、法令またはこの法人の定款に定められた事項

(招集および議長)

第37条 理事会は、毎事業年度ごとに2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、各理事から請求のあったときは、2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事が署名押印の上、これを保存する。

第7章 資産および会計

(基本財産)

第40条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および社員総会の承認を要する。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年、9月1日に始まり、翌年8月31日に終る。

(事業計画及び収支予算、公告)

第43条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会

長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 会長は、前項の承認を得た後、最初にかかれる社員総会においてこれを報告しなければならない。

3 第一項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び収支決算）

第44条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後に会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告書

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間（また従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置くものとする。

（剰余金）

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更ならびに解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経なければならない。

（解散）

第47条 この法人の解散は、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経なければならない。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第10章 補 則

第50条 この法人の事務所に次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらの代る書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳および負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (7) 理事会および社員総会の議事に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) 官公署往復書類
 - (10) 収支予算書および事業計画書
 - (11) 収支計算書および事業報告書
 - (12) 貸借対照表
 - (13) 正味財産増減計画書
 - (14) その他必要な書類および帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第10号から第13号までの書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第9号および第14号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号、第4号および第10号から第13号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第51条 この定款施行についての細則は、理事会および社員総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事は梅田英春、遠藤徹、小塩さとみ、加藤富美子、金城厚、薦田治子、高松(南)晃子、高桑いづみ、竹内有一、寺内直子、野川美穂子、藤田隆則、茂手木潔子、横井(片岡)雅子、早稲田みな子、最初の会長は金城厚とし、最初の監事は蒲生美津子、竹内道敬とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。